

## 豪ドルの下落と今後の見通し

## &lt;足元の豪ドルの下落について&gt;

6月の安値から一旦は反発を見せた豪ドルが再び売られています。6月28日から7月2日までの一週間で、豪ドルは対ドルで3.7%、対円で5.3%下落しました。この背景には、世界経済の減速懸念があると考えています。

最近発表になった経済指標は世界経済の回復が踊り場に差しかかっていることを示しています。米国では、雇用統計で民間部門の雇用者数増加幅が事前予想を下回り、住宅関連の指標も減税措置の終了などから冴えない展開が続いています。また、欧州では財政問題への懸念が依然としてくすぶっており、中国の景況感も拡大局面にあるものの最近では減速傾向を見せています。こうした中、豪州の景気は比較的良好であるにもかかわらず、世界経済に対する感応度の高さから豪ドルが売られています。また、商品市況が弱含んでいることも豪ドルの下落要因となっています。

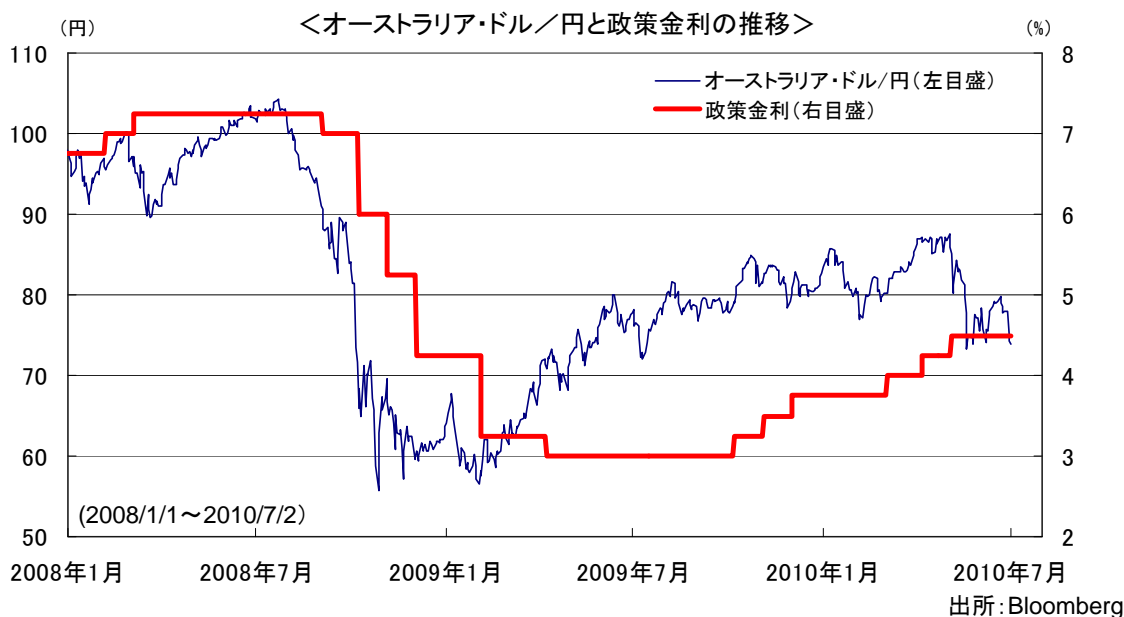
また、豪中銀は6月1日の政策決定会合で政策金利を4.5%に据え置き、その後公表された議事録でも今後の利上げに慎重な見方が示されました。7月6日に開催される政策決定会合でも金利の据え置きが広く予想されており、利上げペースが一時期よりも緩やかになるとの見方も豪ドルの売り要因とみなされています。

## &lt;今後の見通し&gt;

世界的な景気や業績の回復はペースを落としながらも依然として持続しており、ファンダメンタルズ的には大きな問題はないと見ています。その中でも豪州経済は相対的に良好なため、世界経済の回復基調が確認されれば、商品などととも豪ドルが再び買い戻されることが期待できます。

その他にも、資源企業に対して厳しい課税を行う方針を示していたラッド首相が辞任に追い込まれたことで政策の不透明感が払拭されたこと、他地域に比べて高い金利や、緩やかながらも利上げ継続が見込まれることなども豪ドルの上昇要因となると考えています。

以上を踏まえて、今後の豪ドルの下値は限定的であり、戻り売り圧力により頭を抑えられる可能性はあるものの、緩やかな上昇に転じると考えています。



■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号  
 加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

## お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

### 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会